主 文

原判決及び第一審判決を破棄する。

被告人を免訴する。

理 由

職権により調査すると、本件については、平成元年政令第二七号により大赦があったので、刑訴法四一一条五号、四一三条但書、四一四条、四〇四条、三三七条三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官堀田力 公判出席

平成元年一一月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	堀	誠		_
裁判官	角	田	禮	次	郎
裁判官	大	内	恒		夫
裁判官	佐	藤	哲		郎
裁判官	四	ツ谷			巖